

平成23年10月11日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

金地金を売った場合、原則、確定申告が必要です。

— 24年以後 200万円超の売却は業者が国に報告 —

ここ数年来、金の価格が高騰しており、手持ちの金地金等を売却する個人も増えています。

●個人が金地金を売却した場合の税務上の取扱

個人（金地金を継続的に営利目的で売買している業者を除く）が所有している金地金の売却により得た所得は、原則、譲渡所得（総合課税）として課税されます。（1個・1組の売却額が30万円以下のものは非課税です。）

* 「総合課税」・・・給与所得、不動産所得、事業所得等と損益を通算して課税

(1) 譲渡所得の計算方法

①金地金の取得日から売却日までの所有期間が5年以内（以下「短期」という）の場合

- a) 「金地金の売却額」－「売却費用」－「金地金の取得価額」＝「金地金の譲渡益」
- b) 「短期所有の金地金の譲渡益の1年間の合計」＋「金地金以外の一定の短期所有の資産（土地建物、有価証券等を除く）の譲渡損益の1年間の合計（損失の相殺可）」＝「総合課税の短期譲渡所得金額」
- c) 「総合課税の短期譲渡所得金額」－「特別控除額（「総合課税の短期譲渡所得金額」と50万円のいずれか少ない金額）」＝課税される「総合課税の短期譲渡所得金額」

②金地金の取得日から売却日までの所有期間が5年超（以下「長期」という）の場合

- a) 「金地金の売却額」－「売却費用」－「金地金の取得価額」＝「金地金の譲渡益」
- b) 「長期所有の金地金の譲渡益の1年間の合計」＋「金地金以外の一定の長期所有の資産（土地建物、有価証券等を除く）の譲渡損益の1年間の合計（損失の相殺可）」＝「総合課税の長期譲渡所得金額」
- c) {「総合課税の長期譲渡所得金額」－（「総合課税の長期譲渡所得金額」と「50万円－上記①c）の[特別控除額]」のいずれか少ない金額）} × 1/2 = 課税される「総合課税の長期譲渡所得金額」

- (2) 金地金の譲渡損が出た場合 （1個・1組の売却額30万円以下のものの損失は相殺不可）
金地金以外の短期又は長期所有の一定の資産（土地建物、有価証券等を除く）の譲渡損益と相殺できますが、他の給与所得、不動産所得、事業所得等とは相殺できません。

(3) 金地金の取得価額が不明な場合

取得時期が古いなど取得関係書類がなく、取得価額を把握できない場合は売却額の5%を取得価額とみなすことが認められています。

●23年税制改正・・・24年1月1日以後の金地金等の売却の課税体制強化

23年税制改正により 24年1月1日以後200万円超の金地金等（白金地金、金貨、白金貨を含む）を買取った業者はその取引の支払調書を税務署に提出しなければならなくなりました。